

2025

学 生 便 覧



学校法人 YIC 学院

〈専〉YIC 京都工科自動車大学校

目 次

I 教育理念等	2～5
・教育理念 ・校訓 ・教育目標 ・YIC の概念	
・育てたい人材像 ・三つのポリシー ・アセスメントポリシー	
II 学籍	6,7
1 学生証 2 氏名・住所・電話番号などの変更(学生本人、保証人)	
3 学籍異動 4 個人情報の保護	
III 学習の手引	8～13
1 教育課程 2 職業実践専門課程 3 学年・学期 4 授業時間 5 授業に対する心構え	
6 出欠席等 7 休講・補講 8 試験 9 成績評価 10 単位認定 11 卒業及び称号	
IV-1 学生生活の手引	14～20
1 クラス担任制 2 学生連絡 3 みだしなみ 4 ルール・マナー 5 美化・環境保全	
6 私物管理等 7 アルバイト 8 通学 9 学割証の発行 10 災害(火災・地震)の場合	
11 納付金 12 ひとり暮らしサポート制度 13 在校生特待奨学生制度 14 奨学金制度	
15 健康管理 16 保険加入 17 施設等の利用 18 校内における注意事項	
19 注意喚起事項	
IV-2 学生生活の手引(学生相談)	21
1 オフィスアワー 2 総合支援課(学生相談)	
V 就職支援	22
VI 学生が必要な手続(願・届出等)	23,24
1 各種届出等の提出(まとめ) 2 各種願出(まとめ) 3 その他申請書(証明書等)	
〈参考〉学校保健安全法施行規則に基づく感染症	25
VII 学則	26～

I 教育理念等

はじめに ～新入生の皆さんへ

今日からYIC京都の学生としての、自覚、誇り、そして責任を持って行動してください。本校で過ごす2年間、3年間、4年間それぞれが、皆さんにとってかけがいのない充実した期間となることを願っています。

■教育理念

専門知識を教授するとともに、専門職者にふさわしい心を涵養し、地域社会の発展・向上に貢献できる人財を養成する。

■校訓 『鍛え磨く』

人間は清新はつらつとして希望に燃えている時に、自らを厳しく鍛えることにより、素晴らしい人間となる。また、どんなに優れた才能をもっていても、修養を積まなければ、その優れた才能を十分に発揮することはできない。

学生が自らの持つ大きな可能性を信じ、可能性の実現に向けて果敢に挑戦することを期待し、「学校は、学生が心身を琢磨する道場である」として、校訓を『鍛え磨く』とする。

■教育目標

教育理念に基づき、次の教育目標を掲げる。

1. 専門知識と技術を習得し、自己研鑽に励む人財を育成する。
2. 社会の変化に対応できる人財を育成する。
3. 慈愛の心をもち、他職種とも協調できる人財を育成する。
4. 利他の精神で、地域の発展・向上に貢献できる人財を育成する。

■YIC の概念

Your Institute of Community Education

「地域の発展に貢献する 地域の皆さんのための教育機関」

■育てたい人材像

良識ある社会人として必要な資質を持ち、地域社会の発展に貢献できる自動車業界のスペシャリストとして活躍できる人材を育成する。具体的には、

1. 自動車の安心・安全な交通環境の実現のために正しい知識と高い倫理観を持った人材。
2. 即戦力だけでなく、変わり続ける時代の中で、専門的知識・専門的技術を十分持ちながら、常に進化し続ける自動車に対し柔軟に対応するため、就職後も技術を研鑽し知恵を蓄え、職業人としての使命感と豊かな人間性を備えた人材。
3. 利他の精神で働くことに社会的意義を感じ、将来自動車業界の指導的立場やリーダーとなりうる人材。

一級自動車整備科

4. 自動車整備科四輪コースの要件に加えて、一級自動車整備士(総合)の国家資格の取得。
5. 自動車のメンテナンスに対して、単なる故障診断ではなくどのように悪いのかを判断できる高度な専門的知識・専門的技術を習得している。さらに、IT、電子制御、ハイブリット技術など、自動車技術の進化に伴う、整備士に求められるハイレベルな能力を習得した人材。
6. 確かな整備技術を持ち、信頼を得られる人材。また、エンジニアとしての能力に加えサービスなどのスキル、整備の基本はもちろん、最新の車種に対応した整備技術、エコや整備工場におけるリサイクル・環境保全の管理、そしてユーザーとの信頼関係を構築するための保守管理、カーライフのアドバイスなどができる人材。
7. 就職後も技術を研鑽し知識を蓄え、電気自動車等、進化し続ける自動車に対応できる素養を備えた人材。

自動車整備科 四輪コース、国際自動車整備科

4. 二級自動車整備士(総合)国家試験の取得。自動車のメンテナンス(診断・点検・分解・組立・修理・調整等)の基本的知識・技術・技能を持つ人材。
5. 損害保険募集人資格、危険物取扱者・溶接技能(希望者)等の資格も併せて取得し、幅広い業務に対応できる人材。

自動車整備科 二輪コース

4. 二輪自動車整備士(総合)国家資格の取得。二輪自動車のメンテナンス(診断・点検・分解・組立・修理・調整等)の基本的知識・技術・技能を持つ人材。
5. 損害保険募集人資格、危険物取扱者・溶接技能(希望者)等の資格も併せて取得し、幅広い業務に対応できる人材。

■三つのポリシー

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本校の教育理念、教育目標を理解し、専門職業人として、将来自動車整備業界で活躍することを目指し、次のような人材を受け入れます。

- ・基本的な生活習慣や学習習慣が身に付いている人
- ・将来の目標や夢を持っている人
- ・チームワークや必要な協調性を持てる人
- ・自動車整備業界で社会に貢献したいと考える人
- ・自分の考えを伝えるための表現力、コミュニケーション力を有している人

教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本校の教育理念、教育目標や求める人材像並びに称号付与の方針を達成するために、次のような方針で科目・プログラムを提供します。

- ・自動車整備業界の専門職として必要な知識と技術及び技能を身に付けるため、必要な科目とインターンシップを提供する。
- ・主体的な学びを通して汎用力を育成し、社会人として求められる豊かな人間性を養成できるよう、プログラムを提供する。
- ・キャリア教育を通して、社会人基礎力と社会における使命感を育成するプログラムを提供する。

称号授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本校の教育理念、教育目標や求める人材像に則り、所定の教育課程を修了し、次の項目を身に付けた学生に専門士の称号を付与します。

- ・自動車整備業界の専門職として必要な知識・技能・態度を身に付けていること
- ・自ら学び続ける能力とニーズに柔軟に対応できる能力を有していること
- ・必要なコミュニケーション能力を有し、他の職種と協働できる能力を有していること
- ・豊かな人間性と何事にも主体的に取り組むことができる能力を有していること

■アセスメントポリシー

〈専〉YIC 京都工科自動車大学校では、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関(学校)レベル、教育課程(学科)レベル、科目(個々の授業)レベルの3段階で、学習成果等を査定する方法を定めています。

時期については、「入学前・入学直後」(アドミッション・ポリシー)、「在学中」(カリキュラム・ポリシー)、「卒業時・卒業後(修了時・修了後)」(ディプロマ・ポリシー)とし、それぞれのポリシーに基づいた学修成果の測定・評価を行います。評価は、全体の「機関レベル」、学科カリキュラム「教育課程レベル」、授業科目ごとの「科目レベル」の3つのレベルで実施します。

【総論】

(1) 全体「機関レベル」

入学試験、各種アンケート調査、出席率、休学率、退学率、就職率、称号授与数等の指標を用いて、卒業時の学修成果の達成状況を、学校における活動全体を通して評価・検証します。

(2) 学科カリキュラム「教育課程レベル」

入学試験、各種アンケート調査、学期・累積GPA、資格・免許取得状況、単位修得状況等の指標を用いて、卒業時の学修成果の達成状況を教育プログラムにおける活動全体を通して評価・検証します。

(3) 授業科目「科目レベル」

シラバスに記載された科目ごとの具体的な到達目標とそれに応じた成績評価方法に基づく達成度、授業アンケート等の指標を用いて、科目ごとの学修成果を評価・検証します。

【具体的な検証レベル】

(自動車整備科、一級自動車整備科、国際自動車整備科 共通)

	入学前・入学直後	在学中	修了時・修了後
全体 (機関レベル) の指標	・入学試験 ・調査書等の記載事項	・出席率 ・休学率 ・退学率 ・授業アンケート ・QUアンケート	・卒業率 ・就職率 ・進学率 ・称号授与数 ・卒業生動向調査
学科カリキュラム (教育課程レベル) の指標	・入学試験	・GPA ・出席率 ・休学率 ・退学率 ・修得単位数 ・資格・免許取得状況 ・授業アンケート ・QUアンケート	・GPA ・資格・免許取得状況 ・単位修得状況 ・就職率 ・称号授与率 ・卒業生動向調査
科目ごと (科目レベル) の指標	・入学試験	・出席率 ・成績評価 ・実習レポート ・研修レポート ・実技試験(実習) ・確認試験(学科) ・授業アンケート ・授業観察 ・授業態度	

Ⅱ 学籍

本校の学生である皆さんの情報を正確に把握していく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 学生証

(1) 学生証の取扱いについて

入学の際に、学生証を交付します。学生証は以下を遵守してください。

- ①学生証は常に携帯してください。また、本校教職員及び交通機関関係者、警察官等の行政関係者から学生証の呈示を求められたときは、必ずこれに応じなければなりません。
- ②学生証は他人に貸与、または譲渡することはできません。
- ③各種証明書の発行は学生証を呈示しなければできません。
- ④学生証は退学、除籍のときは直ちに返還してください。

(2) 学生証の再発行について

学生証を紛失、破損、汚損、IC 読み取り異常の場合は直ちに所定の「学生証再交付申請書」(P24)にて再交付を申請してください。

ケース	事由	徴収金額	再発行面
破損・汚損	自らの過失で破損・汚損した場合	¥2000	表面・裏面
紛失・盗難	紛失、盗難の場合	¥2000	表面・裏面
IC 読み取り異常	IC が作動しなくなった場合 (目安:配布後、2ヶ月以上が経過している場合)	¥2000	表面・裏面
	IC が作動しない場合 (目安:配布後、2ヶ月未満の場合)	¥0	表面・裏面

2 氏名・住所・電話番号などの変更(学生本人、保証人)

- ・本校には必ず本名で届出を行ってください(戸籍に登録している名前)。
- ・入学の際に学校へ届け出た学生本人の氏名や住所、電話番号に変更、異動があった場合には、「現住所・氏名等変更届」(P23)にて、2週間以内に総合支援課まで届け出てください。また、変更事項がある場合は学生証を総合支援課に提示してください。

※学生本人の氏名変更があった場合は、学生自身のマイナンバーの記載がない戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)原本を添付してください。(不要な項目については黒く塗りつぶすなどし、添付してください)

- ・保証人(父母、又はこれに代わる方)の情報に変更、異動があった場合についても、「保証人等異動届」(P23)にて、2週間以内に総合支援課まで届け出てください。

※保証人と学生の双方が氏名変更する場合は、マイナンバーの記載がない戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)原本を添付してください。(不要な項目については黒く塗りつぶすなどし、添付してください)

3 学籍異動

学生本人の意思により以下のように、学籍に異動が生じる場合があります。これらの場合には、所定の願出の提出により、事前に承認を得る必要があります。

① **休学しようとする場合（学則第 18 条）**

学生が、病気その他やむを得ない事情により 2 ヶ月以上就学できないときは、「休学願」(P23)により、保証人の連署のうえ願い出て、校長の承認を得る必要があります。休学期間は、在学期間(修業年限の 2 倍を上限)に算入しませんが、通算して 2 年(3 年制の場合は 3 年、4 年制の場合は 4 年)を越えることはできません。なお、休学にあたっては手数料を納入してください。

② **復学しようとする場合（学則第 18 条）**

休学していた学生が復学しようとするときは、「復学願」(P23)により、保証人の連署のうえ願い出て、校長の承認を得る必要があります。また、指定期日までに学費を納入してください。

③ **転科しようとする場合（学則第 17 条）**

- ・学生が特別な事由により転科を希望する場合、「転科願」(P23)により、保証人の連署のうえ願い出てください。
- ・転科後その学科に必要な授業科目を修得する見込みがあると認められた場合、校長が承認する場合があります。
- ・なお、転科にあたっては手数料を納入する必要があります。

④ **退学しようとする場合（学則第 19 条）**

- ・学生が、病気その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、「退学願」(P24)により、その理由を記入し、保証人の連署のうえ願い出て、校長の承認を得る必要があります。承認は、学費等の精算完了後となります。
- ・「退学願」の提出等、退学手続きは本校が指定する期日までに必ず行ってください。
- ・退学、除籍の学生については、奨学金の受給、YIC 学費サポート制度をただちに停止します。
- ・学生証はただちに返還してください。

なお、学生本人の意思に関わらず、学生の行為が以下に該当する場合には、学校として、除籍あるいは退学処分とすることがあります。

⑤ **除籍処分（学則第 20 条） ・ 退学処分（学則第 25 条）**

《除籍》（学則第 20 条）

- ・授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・学則第 5 条に定める在学年限を越えた者
- ・学則第 18 条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- ・長期間にわたり行方不明の者
- ・その他、校長が認めた者

《懲戒》（退学処分）（学則第 25 条）

- ・性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・正当な理由がなく出席が常でない者
- ・本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

4 個人情報の保護

学校で取り扱う個人情報については、「YIC プライバシーポリシー」にしたがい、適切に取り扱います。

参考サイト: YIC プライバシーポリシー

<https://www.yic-kyoto-technical.ac.jp/privacy/>

Ⅲ 学習の手引

学習の手引は、学校生活を送るための規律です。

1 教育課程（学則第 8 条関係）

- (1) 本校の専門課程において履修する科目、授業時間数は、教育課程(学則別表)のとおりとします。
- (2) 教育課程は、本校の「教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)〈P4〉」を踏まえ、編成しています。
- (3) 教育課程においては、必修科目、選択必須科目、選択科目を体系的に編成し、講義、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。
- (4) 本校は単位制を採用しており、所定の単位数を修得した場合に、卒業を認定します。
- (5) 各授業科目の単位数は、授業の方法、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して定めています。
 - ・講義(座学は、90 分×15 コマ(22.5 時間)以上の授業をもって 1 単位とします。実技、実習については、90 分×30 コマ(45 時間)以上の授業をもって 1 単位とします。いずれも同時間の予習・復習・課題実施が前提です。
 - ・これ以外の授業(インターンシップ、ボランティア活動、校外学習等)の単位数は、別途定めます。
- (6) 各科目の詳細については、シラバス(※)に記載しています。

(※)シラバスとは科目の学修計画のことです。科目名、担当教員、修得単位数、開講学期・期間、使用教材、目的、対象者、到達目標、成績評価方法など、学生が講義を受け単位を修得するにあたっての必要な情報を記載しています。

2 職業実践専門課程

- (1) 本校の専門課程の中で自動車整備科、一級自動車整備科は文部科学大臣から「職業実践専門課程」の認定を受けています。

参考サイト: 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339270.htm
- (2) 職業実践専門課程の認定要件には、専門分野に関する企業等との連携体制を確保して、教育課程を編成しなければなりません。本校においては、企業連携授業等の教育課程を編成しています。

3 学年・学期（学則第 6 条関係）

- (1) 授業のある日やイベントの日程、長期休業などの日程は学年暦に記載しています。

時間割は、Google Classroom(グーグルクラスルーム)及び HR 教室等に掲示しますので、各自でよく確認してください。
- (2) 授業は、原則、前期(4～9 月)、後期(10 月～3 月)の 2 学期に分けて実施します。

※学期の開始日、終了日の変動があります。

4 授業時間（学則第9条関係）

授業時間は、原則として、次のとおりとします。

1時限	2時限	3時限	4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10

・特別授業、集中講義、学外授業等は授業時間を変更することがあります。

5 授業に対する心構え

- (1) 授業の始めと終わりは起立し、講師に対しては挨拶をしてください。
- (2) 机の上には、授業に必要なもの以外は出さないでください。
- (3) 授業中の飲食は禁止します。ただし、飲み物については教員の指示にしたがってください。
携帯電話、スマートフォン、多機能スマートウォッチ等の端末の使用は禁止です。
- (4) 私語、その他授業の妨げとなる行為は禁止です。注意を受けても行為をやめない場合は退出させることがあります。この場合、当該授業は「欠課」とします。
居眠り等、授業に参加していない場合も「欠課」とします。
- (5) 一日の授業終了後に、担当教員の指示に従い清掃をしてください。

6 出欠席等（学則第10条関係）

（出席・遅刻）

- (1) 全ての授業に出席しなければなりません。
- (2) 全ての授業について90%以上の出席がなければ、成績評価は行わず、単位を認定しません。
- (3) 遅刻1回は欠席3分の1とみなし、遅刻3回で欠席1回となります。また、30分以上の遅刻、早退は欠課とします。
- (4) 電車の遅延等により遅れる場合は、「遅刻届」とともにWEB版遅延証明書を授業担当者に提示してください。

（欠席・公欠）

- (1) 授業を1日休んだ場合は「欠席」、授業を休んだ場合は「欠課」として取り扱います。
- (2) 急病等の理由で欠席する場合は当日9時20分までに担任、または学校に必ず連絡を入れてください。
- (3) 事前に欠席することがわかっている場合は、担任へ「事前欠席届」を提出してください。
- (4) 病気等やむを得ない事由で1週間を超え欠席する場合は医師（医療機関）の診断書等、その事由を記した証明書類を提出してください。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、公欠として取り扱います。「公欠願」（P24）を担任に提出してください。
公欠と認められる場合は、欠席あるいは欠課として取り扱いませんが履修時間には含まれません。

公欠事由		添付が必要な書類
(ア)	交通機関の運行停止により、登校不可能な場合 ※天候などの理由により、交通機関が計画運休を行った場合を含む	別途指示
(イ)	学校保健安全法施行規則に基づく感染症に感染した場合（P24・P25 参照）	医師（医療機関）が発行する診断書、もしくは本学所定の「学校感染症治癒証明書」を医師（医療機関）に記入してもらうこと ※どちらのケースも医療機関で発行手数料が必要となる場合がある。

(ウ)	忌引 一親等:父、母、子(養父母、継父母を含む) (連続7日の範囲内) 二親等:祖父母・兄弟姉妹(連続3日の範囲内) 三親等:曾祖父母、伯叔父母(1日以内) ※すべての場合において、休日を含む連続の期間	会葬礼状等
(エ)	天災等不可抗力による場合	別途指示
(オ)	就職活動(企業訪問、説明会、入社試験、面接) ※同日同時刻の担当教員と相談のうえ授業に支障がない場合	「就職活動報告書」(P23)にて受験先企業の証明を受けること
(カ)	国民としての法的義務履行による場合(裁判員制度など)	「呼出状」など
(キ)	就職先から依頼のあった研修	別途指示
(ク)	本人に過失のない交通事故などによる傷害	別途指示
(ケ)	その他校長が認めたもの	別途指示

- (6) 上記以外の理由で下記の場合については、届出により出席できなかった授業を公欠扱いとする場合があります。後日、「公欠願」を記入のうえ、交通機関の運休が明らかとなっている書類とともに担任に提出してください。

- ①京都市には気象警報(暴風・暴風雪・大雪)、気象に関する「特別警報」(暴風・大雨・大雪・暴風雪)は発令されていないが、学生が居住している地域に気象警報等が発令されて通学が困難な場合
②気象又は地震等の影響により、交通機関が運行休止で通学が困難な場合

7 休講・補講

(休講)

諸事情(気象等警報発令時、交通機関の運休など)により、休講する場合があります。なお、休講の場合は、学生に対し、グループウェア、Google Classroom(グーグルクラスルーム)の配信メール等により、事前に連絡します。

【警報発令(気象庁 HP)】

判断時間	状 況	休講措置
午前 7 時	「京都市」に下記の警報が発令中の場合 ・気象警報(暴風・暴風雪・大雪)のいずれか ・気象に関する「特別警報」(暴風・大雨・大雪・暴風雪)	終日休講

【交通機関の運休】(京阪本線、阪急・近鉄の各京都線、JR 線のいずれか)

判断時間	状 況	休講措置
午前 7 時	運休中	午前休講(1、2 時限)
午前 10 時	運休中	終日休講

【登校後に休講になった場合】

登校後に気象警報発令などの影響により、授業が休講となった場合は即時下校してください。
学校に残ることはできません。

(補講) 休講等により授業回数が不足した場合には、補講を実施します。

8 試験

(1) 試験の実施

- ① 科目ごとに、前期・後期の学期末の定められた期間で定期試験を行います。
- ② 定期試験は提示された日時以外での受験はできません。
- ③ 公欠事由によって定期試験を受けられなかった者に対しては、その事由を証する文書を添付した「公欠願」を担任に提出し、公欠と認められた場合は追試験を行います。
- ④ 成績評価において不可とされた者に対して、再試験を行うことがあります。再試験を受ける者は、所定の「再試料支払票」(P24)を提出し、再試験受験料を納入する必要があります。
- ⑤ 再試験の実施は1回のみです。再試験にて不合格になった場合は、単位の認定はできません。

(2) 試験の注意事項

- ア 試験は厳正な態度で受験してください。
- イ 試験場における出入りは静粛にし、監督者の指示に従ってください。
- ウ 受験中に学生証の呈示を求めることがあるので常に携帯してください。
※学生証を忘れた場合は、総合支援課にて「(仮学生証)試験受験票」の発行を受けてください。
- エ 遅刻者は、試験開始後15分を経過した場合は受験できません。
- オ 試験開始後30分経過するまでは退場できません。
- カ 許可なく筆記用具等の貸借をしてはなりません。
- キ 学籍番号、氏名等の抹消や、答案用紙の破棄、持ち帰りは禁止します。
- ク 答案提出後は、速やかに試験場を退出してください。また、試験時間内には許可なく再入場はできません。

(3) 試験の失格、無効

受験中の次の行為は不正行為とみなし即時退出を命じ、原則として試験科目の全てを無効とします。

- ア 身代わり受験
- イ 監督者の指示に従わないとき
- ウ 他人の答案用紙を写したとき及び他人に写させたとき
- エ 試験中の携帯電話、多機能スマートウォッチ等の端末使用、メール・SNS 等のやりとり
- オ 試験中の私語
- カ その他類似の不正行為をしたとき

9 成績評価

(1) 成績評価

成績評価は、試験のほか、レポート作成、作品作成、実技試験、資格試験合否、日常の学習態度など担当教員の指定する方法によって、総合的に評価します。なお、各科目の評価方法については、シラバスに記載しています。

(2) 成績評価基準

成績評価の基準は、以下のとおりとします。

評価点	成績	GP	成績評価内容
100～90 点	秀 (S)	4.0	到達目標を十分に達成し、非常に優れた成果をおさめている
89～80 点	優 (A)	3.0	到達目標を十分に達成している
79～70 点	良 (B)	2.0	到達目標を達成している
69～60 点	可 (C)	1.0	到達目標を最低限達成している
59 点以下	不可 (D)	0.0	到達目標を達成していない
—	—	—	授業時数の出席率が 90%未満

(3) GPA 制度について

本校では、学生の自律的な学修の促進及び学生に対する学修指導等に活用することを目的として、GPA (Grade Point Average) 制度を導入しています。

① GPA の計算方法について

各学生の履修科目の成績評価をグレード・ポイント (GP) に変換し、GP に当該科目の単位数を乗じて、その総和を履修総単位数で除した値を GPA とします。

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修科目の単位数} \times \text{GP の合計}}{\text{履修した科目の総単位数}}$$

② 学期 GPA・累積 GPA について

当該学期における学修成果を示す「学期 GPA」と在学中の全期間における学修の成果を示す「累積 GPA」についても算出し、成績表に表記します。

(4) 成績保留

学費等 (教材補助活動費含む) 未納者については、評価にかかわらず、成績評価を保留し、納入された時点で、評価を行います。

10 単位認定 (学則第 12 条関係)

(1) 単位認定会議において、次の基準をみたす者について、当該科目の履修単位を認定します。

① 科目の単位認定には、成績評価において可 (C) 以上が必要です。

② 授業時数の出席率が 90%未満の者については、評価点数にかかわらず、成績評価を実施しません。そのため、当該科目については再履修しなければなりません。

③ 学費等 (教材補助活動費含む) 未納者については、評価点数にかかわらず、成績評価を行わないため、単位認定についても保留とします。ただし、納入された時点で、単位認定を行います。

(2) 当該科目が再履修となった場合は、「再履修願」(P24)を提出する必要があります。

- (3) 一級自動車整備科 3 年次以上の授業を受講するためには 2 年次までの規定単位を修得していることに加えて、「二級自動車整備士(総合)」の資格を要します。
- (4) 国際自動車整備科の学生が履修時間不足により不可となった場合は、規定年限後に在留カードの更新等が認められない可能性があるため、規定年限期間中に補講(再履修補講)を行います。

11 卒業及び称号（学則第 5 章関係）

- (1) 卒業の認定は、本校の「称号授与の方針(ディプロマ・ポリシー)〈P4〉」を踏まえ、学生が一定の能力を身に付けた場合に行うものです。
- (2) 卒業判定会議において、教育課程に定める所定の単位を全て修得し、課程を修了したと判定した者に対しては、卒業証書を授与します。
- (3) 所属した学科に応じて、専門士(工業専門課程)や高度専門士(工業専門課程)の称号を授与します。
- (4) 一級自動車整備科において 2 年間の所定の課程を修了した者に対しては、修了証書を授与します。

IV-1 学生生活の手引

本校においては、学生の皆さんが充実した学生生活を送れるよう支援していきますので、皆さんも学校でのルール・マナーをしっかり守り、有意義な学生生活となるように心掛けてください。

1 クラス担任制

本校においては、クラス担任制をとっています。クラス担任は、身近な相談役です。履修や修学上の問題に限らず、学生生活全般についての相談、また個別の悩みや相談を受け、学生にとってよい形の解決に向けて援助します。

2 学生連絡

- (1) 授業、学生生活、行事、奨学金、修学支援制度等に関する事など学生に周知する必要がある事項は、原則として Google Classroom(グーグルクラスルーム)やホームページ及びグループウェアの掲示板・学生連絡等にアップします。これらの掲示の見落としによる不都合が生じて、異議は認めませんので、注意してください。
- (2) 個人情報保護等のために学生に対する外部からの電話の取り次ぎは行いません。ただし、緊急を要する連絡等についてはこの限りではありません。

3 みだしなみ

(1) 服装

本校学生としての自覚を持ち、時・場所・場合(TPO)にふさわしい身なりを心掛けてください。

(2) 髪型等

- ・染髪、髭、タトゥー、ピアス、その他、本校学生として限度を超えたものは禁止します。
- ・授業の内容により、教員の指導のもと、装飾品を外してください。特に実習授業では危険が伴う場合があります。
- ・タトゥーを入れている場合など、インターンシップの依頼や就職先の紹介などがない場合があります。

(3) 実習着

実習着は、その授業を行ううえで相応しい着衣です。講義・実習授業ともに所定の実習着を着用してください。忘れた場合は、授業を受けられない場合があります。

(4) 名札

講義・実習授業ともに指定の名札を着用してください。実習着に名前の記載がある場合は、名札の着用は不要です。

4 ルール・マナー

- (1) 学校には、学則・諸規定など、様々なルールがあります。この「学生便覧」では、それらをわかりやすく表していますので、これらを遵守して、充実した学生生活を送ってください。
わからない場合や迷った場合は、担任教員に聞いてください。

- (2) 授業に関する提出物、学校生活における提出物など、締切日が設けられているにもかかわらず、締切日を守らなかったことで自身が不利益を被っても異議を受け付けることはできません。
- (3) お互いに快適な学校生活を送ることができるよう、自分勝手な行動で他者に迷惑をかけるような行動は慎んでください。以下の行為については、特に注意してください。
 - ア SNS 等による誹謗中傷、迷惑メール等
 - イ 本校周辺の住民及び他の学生に対して迷惑をかけるような行為や言動
 - ウ 学校内外において、違法行為はもちろん、学生としての品格を落とす行為
 - エ いじめ、暴力行為、金品の強要、賭博に類する行為
 - オ 差別的な言動
 - カ 学内での布教活動、政治的活動、勧誘活動等

5 美化・環境保全

- (1) 一人ひとりが校内を汚さないよう心がけてください。
- (2) ジュース等のペットボトル、空き缶、プラスチック、紙ゴミ等は所定のゴミ箱に分別して捨ててください。
- (3) 建物、施設、校具、教具、備品、器具等は大切にしなければなりません。万一破損した場合は、直ちに担任に連絡してください。原則として、自己弁償となります。(学則第 26 条関係)

6 私物管理等

- (1) 学習に不必要な物品は、校内に持ち込まないでください。
- (2) 私物は、教室内に放置せず、ロッカーに入れて鍵を掛けて保管してください。
- (3) 私物が盗難、その他の理由で紛失しても学校は責任を持ちません。
- (4) ロッカーの鍵の紛失は、弁償となるので、注意してください。
- (5) 共有スペース(ロッカーの上や更衣室など)に放置されている物については、定期的に清掃を行い処分しますので、放置しないようにしてください。
- (6) 校内で物品、金銭などを拾得、あるいは遺失したときは、総合支援課窓口に届け出てください。拾得物は 2 号館 1 階ロビー所定の場所に一定期間展示保管します。

7 アルバイト

- (1) 学生生活において、アルバイトは学業の余暇に行うことが前提で、過度なアルバイトは自粛し、学業に支障をきたすことのないよう、無理のない範囲内で行ってください。
留学生の場合は、在留資格により就労時間が週 28 時間以内に限ります(入管法:資格外活動許可に関する規定)
- (2) 次のアルバイトは、避けてください。
 - ア 法令に違反するもの
 - イ 危険を伴う業種(自動車等の運転、警備員、危険物の取扱い(ガソリンスタンドを除く)等)
 - ウ 人体に有害なもの
 - エ 勤務時間が授業時間にかかるもの、深夜に及ぶもの
 - オ その他学生のアルバイトとしてふさわしくないとと思われるもの(風俗営業、訪問販売、勧誘等)
 - カ 闇バイトもしくはそれに関わるもの

8 通学

(1) 定期券の購入

定期券購入時に学生証を提示することで定期券を購入することができます。(鉄道会社・バス会社によって必要書類、購入方法等が異なる場合があります。)

(2) 通学方法・通学経路の変更

転居等により、通学方法、通学経路を変更する場合は、必ず「通学方法・通学経路変更届」(P23)にて総合支援課に届け出てください。

(3) 自転車での通学

当校の自転車通学は申込み・抽選制です。

学校駐輪場の利用にあたっては抽選を実施します。そのため、抽選にもれた場合は駐輪ができません。(本校駐輪場登録料 年間1,000 円)

自転車通学を希望する学生は下記の「自転車通学の条件」を確認し申込みをしてください。

①申込

年に1度4月の指定期間に、Google フォームにて申込みを受け付けます。

②学校駐輪場利用条件

- ・自宅から学校までの距離が1.2km以上から約3.5km以内の学生であること。
- ・学校駐輪場に止める学生は駐輪許可証シールを必ず自転車に貼ること。
- ・自転車を買い替えた場合は、学校に速やかに届け出ること。
- ・友人・知人等の自転車は使用しないこと。
- ・自転車保険に加入していること。
- ・防犯登録された自転車を使用すること。
- ・学校に申請した経路を通ること。
- ・自転車に鍵を付けて、駐輪する際は必ず施錠すること。
- ・自転車のライト、ブレーキが正常に作動すること。
- ・自転車に駐輪用スタンドが付いていること。
- ・その他、危険と思われる整備不良がないこと。

③注意事項

- ・学校が年度ごとに発行する駐輪許可シールを貼っていない学生は駐輪できません。許可を受けていても取り消す場合があります。
- ・自転車用ヘルメット着用は努力義務ですが、安全のため可能な限り身につけてください。
- ・レバー、スロットル等で自走する自転車(電動自転車等)は、道路交通法の基準を満たしていても通学に使用することを禁止します
- ・その他の車種でも登校や駐輪に不適切と学校が判断した場合は、駐輪禁止等の指示・指導をします。
- ・万が一、学校駐輪場で盗難やトラブル等が起こっても、当校では一切の責任を負いません。

④年度更新について

駐輪場の利用は自動更新ではありません。翌年度以降も利用を希望する場合は、指定期間に申込を行ってください。年度ごとに抽選を行います。

また、駐輪場登録料(年間)1,000 円を指定期日までに納付し、新しい「駐輪許可証シール」を自転車に貼り付けることによって翌年度も利用ができます。

(4) 自動車・自動二輪車、その他の手段での通学

自動車、自動二輪車による通学は禁止です。

電動キックボード、スクーター、キックボード、キックスクーター等での通学も禁止です。

9 学割証の発行

- ・JR 各社を利用し旅行する場合で、自宅の最寄り駅から片道 100km を超える区間を乗車する場合については、学割を利用することができます。
- ・学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、学生なら誰でも無制限に使える制度ではありません。
- ・そのため、利用にあたっては、下記の目的で旅行する場合に限ります。

〈目的〉（独立行政法人日本学生支援機構「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」より抜粋・一部変更）

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習等の正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保証人の旅行への随行

〈申込方法〉

右記の二次元コードから申請してください。



〈注意事項〉

- ・申請受付日から土日、祝日、休校日を除いた 3 日後以降に発行します。
- ・1 日につき 2 枚まで発行できます。（発行は年間 6 枚まで）
- ・有効期限は 3 ケ月です。（ただし、卒業年次生で 1 月 1 日以降の発行日の場合は、有効期限は 3 月 31 日とします）
- ・乗車券購入時には、身分証明書（学生証）の提示が必要です。

10 災害(火災・地震)の場合

- (1) 使用中の教室で火災が発生した場合、火災報知器が鳴った場合は、電気器具等の使用はすぐに中止してください。
- (2) 火災が発生した場合、火災を発見した場合は、すぐに近くの火災報知器のベルを押してください。また、近くにいた教職員又は職員室にも通報し、自身の安全を確保したうえで、初期消火に努めてください。
- (3) 避難する事態になった場合は、教職員の指示に従って避難場所まで整然と行動してください。

広域避難場所：梅小路公園



- (4) 地震の際は、その規模により、机の下にもぐり、静まるのを待ち、教職員の指示に従ってください。
- (5) 火災、地震の場合は、エレベータは使用しないでください。
- (6) 負傷者や身体が不自由な者に対しては、協力して避難してください。

11 納付金（学則第7章関係）

- (1) 入学金、授業料等の学費は学則別表に記載のとおりです。
- (2) 学費等は、年度が始まるまで、もしくは学期が始まるまでの指定期日までに納付してください。
- (3) 学費の納入が困難になった場合は、直ちにご相談ください。期限を過ぎても納入されない場合は、除籍となります。
- (4) 学費等が未納の場合は、学校の証明書を発行できない場合があります。特に、「卒業見込証明書」及び「卒業証明書」は発行できません。
- (5) 「退学願」を提出した場合、あるいは除籍処分、退学処分を受けた場合は、在学期までの学費等を納付していただきます。

12 ひとり暮らしサポート制度

通学が困難（公共の交通機関の利用時間が、概ね2時間以上）でひとり暮らしをせざるを得ない者に対し、在学期間中毎月4,000円を助成する制度です。

この制度の利用については、書類選考によって利用可否を判断します。利用可能となった場合は期日までに本校が指定する銀行口座の開設など所定の手続きを行っていただく必要があります。

手続きについては、入学後に総合支援課よりグループウェアの学生連絡、Google Classroom(グーグルクラスルーム)などを通じて案内がありますので、自己責任で確認してください。

13 在校生特待奨学生制度

人物、学力ともに特に優れていると認められ、模範生として意欲的かつ積極的に学業に励み、また、様々な面で学校に貢献している学生に対して授業料を免除します。修学支援新制度の対象者は在校生特待奨学生制度の対象となりません。詳細は追って案内します。

応募資格	本校規定による(出席率・成績等を勘案)
選考方法(選考日)	一次試験:筆記(2年次4月下旬) 二次試験:面接(2年次5月上旬頃)
内 容	一種:2年次第2期授業料より36万円を免除 二種:2年次第2期授業料より24万円を免除 三種:2年次第2期授業料より12万円を免除

14 奨学金制度

本校では独立行政法人日本学生支援機構の奨学金などについて、説明会を実施しています。

成人年齢が18歳のため、奨学金は学生本人の責任において申請、登録となります。

奨学金に関する説明会等についても、学生連絡等によって学生に告知します。学生連絡等を確認せず、「知らなかった」は自己責任とします。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の目的

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により、修学に困難があると認められる者で、在学期間(休学期間を除く)が修業年限を越えない者を学校長が推薦したうえで、日本学生支援機構が決定します。

(2) YIC から学生への連絡方法

奨学金に関する提出物がある場合、説明会の実施日等については、グループウェアの学生連絡、Google Classroom(グーグルクラスルーム)等にアップしますので、自己責任で確認してください。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についての注意点

- ・「返還誓約書に関する説明会」など、学内で実施される説明会について、対象者は必ず参加してください。
※説明会に参加しなかった場合、奨学金が受給できなくなる場合があります。
- ・年に一度又は二度、学習意欲や成績、経済状況の審査(適格認定)があります。
警告を受けた場合は、奨学金が「停止」、又は「廃止」(受給がストップします)となることがあることを自覚し、意欲的に学生生活にのぞむようにしてください。

15 健康管理

(1) 健康診断

毎年4月に全学生の健康診断を実施しています。この健康診断を受診していないと、就職の際に必要な「健康診断書」が発行できないので、必ず受診してください。

(2) 感染症拡大防止

多くの学生が過ごす校内での感染拡大を防ぐため、以下のことを守ってください。

- ・入館時・トイレ後・食事前には必ず手洗い、手指の消毒を行ってください。
- ・学内で複数の人数で使用する物品や教室などの使用前には手指消毒を徹底してください。
- ・発熱や咳、倦怠感などの症状がある場合には、登校を避け、担任まで状況を連絡してください。
- ・登校後に発熱の症状があることがわかった場合は、感染防止のため帰宅していただく場合があります。

16 保険加入

学生は、次の保険に加入していただきます。

・学生・生徒災害傷害保険（全学生加入）

学校施設内や課外活動中に生じた事故等による傷害を補償する保険

・インターンシップ活動賠償責任保険

インターンシップ活動を行う際に、他人の身体・生命を害し、又は他人の財物を損壊したことにより生じる損害を補償する保険

17 施設等の利用

- (1) ・必要に応じて放課後あるいは休日の教室、実習室その他学校設備の開放や貸出も行っています。
これらの利用については、別途それぞれの利用規約を確認し、申し出てください。
・授業外で教室を利用する場合は、「校内施設等使用願」を記入し、担任へ提出してください。
- (2) 学校の器具・備品は、教員の許可なく使用してはいけません。

18 校内における注意事項

- (1) 受動喫煙による健康被害を防止するため、法律に基づき、校内は全館喫煙禁止としており、指定場所以外での喫煙は禁止します。(20歳未満による喫煙は、飲酒同様、法律で禁止されています。)
- (2) 校内においては、政治活動、布教活動、又はこれらに類する一切の行為は禁止です。
- (3) 校長の承認なく、団体又は個人として、募金活動、あるいは署名運動、世論調査などを行うことはできません。
- (4) 校長の承認なく、刊行物、ポスター、ビラなどの掲示、配布、販売を行うことはできません。

19 注意喚起事項 ～被害者・加害者にならない～

(1) SNS の利用

SNS は、便利で楽しい反面、危険性も伴います。そのため、個人情報の書込みは最小限とし、不特定多数の人が閲覧できる状況にはしないことや身に覚えのない書込みには対応しないよう、充分注意してください。また、他人を中傷するような書込みは絶対しないでください。

(2) ハラスメント

①ハラスメントとは

ハラスメント(アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント等)とは、一般に、相手に不快感を与えるような「嫌がらせ」を意味します。そのような言動は人間の尊厳を傷つける「人権侵害行為」であり、特に地位や立場を不当に利用して行われるハラスメントは許されるものではありません。

②ハラスメントに関する相談

- ・少しでも疑問に感じたら、ひとりで悩まずに、あなたが信頼できる教職員、あるいは学生相談担当者に相談してください。
- ・学校が必要と判断したときには、キャンパス・ハラスメント防止委員会が調査、調停などを行い、あなたをサポートするとともに解決にあたります。相談者の意思やプライバシーは尊重し秘密は守られます。

(3) 薬物乱用

ドラッグはあなたの心と身体を壊します。その苦しみは、まわりの人をも巻き込んでしまいます。あなた自身の心と身体のために、あなたのことを大切に思う人のために、ドラッグの本当の怖さを知り、決して手を出さないでください。

(4) 悪徳商法

安心して充実した学生生活を送るためにも、身に覚えのない架空請求、アポイントメントセールス、キャッチセールス、デート商法、訪問販売、資格商法を中心とした電話勧誘などの悪徳商法に引っかからないよう注意してください。

(5) ストーカー被害

つきまといやストーカー行為を受けていると感じたら、事態が深刻になる前に警察のストーカー相談窓口にご相談してください。

IV-2 学生生活の手引(学生相談)

本校においては、皆さんが充実した学生生活を送ることができるよう、相談・支援の体制を整えています。

1 オフィスアワー

講義での疑問点や関心のある問題への取り組み方などの勉学に関すること、そのほか学生生活に関することなど相談事などのためにオフィスアワーを設けています。オフィスアワーとは、学生の皆さんが希望する先生と相談ができる制度です。学生と教員の自由な触れ合いの場としても大いに活用してください。

2 総合支援課(学生相談)

YIC京都では専門のカウンセラーが学生のみなさんの相談に応じています。

(1) 予約方法

右記の二次元コードからログインして予約することができます。



(2) 相談担当者

臨床心理士、公認心理師、キャリアコンサルタント等など

(3) 相談内容例

自分自身のこと (将来への不安、自分に自信がないなど)	身体のこと(体調や健康面)、自分がわからない、やる気が出ない、就職を含む進路や将来のことなど
勉強に関すること	勉強や実習についていけない、勉強の仕方がわからないなど
対人に関すること	クラスメートや先生と合わない、家族とうまくいかない、コミュニケーションがうまくとれない、ハラスメントに関することなど
生活面のこと	学費や経済的なこと、一人暮らしやアルバイトで困っていることなど

V 就職支援

本校では総合支援課の職員をはじめ教職員の多くがキャリア・サポーターの資格を有しており、教員と総合支援課の職員が密に連携しながら、きめこまやかにサポートするなど、就職指導に万全の体制を整えています。

就職活動は通常次の順序によって行われます。

- (1) 「就職希望調査」(Web 回答)の提出、「キャリア・マップ」の登録(必須)
- (2) 企業の求人票及び企業案内書類の閲覧
- (3) 履歴書、エントリーシートの準備
- (4) 成績証明書、卒業見込証明書、健康診断書の準備
※即日発行はできません。総合支援課で申込みをして受け取りまでに一定日数がかかるので、企業への提出期限に注意し早めに準備するように心がけてください。(P24 参照)
- (5) 企業への事前連絡(電話又はメール等)
- (6) 企業訪問(又は企業説明会に出席)
 - ➡「就職活動報告書」(P23)を担任に提出してください。
 - ➡就職活動のための会社訪問及び就職試験(面接、筆記試験)は「就職活動報告書」(P23)にて応募先企業の証明を受ければ、同日同時刻の担当教員と相談のうえ授業に支障がない場合に公欠扱いとなります。※別途、「公欠願」の提出も必要です。
 - ➡企業から推薦書の提出を求められる場合は、速やかに「所定の申請書」を提出しなければなりません。出席状況、人物、学力等を評価して、校長が推薦書を発行します。
- (7) 就職試験の受験
 - ➡「採用試験レポート」(P23)を担任に提出してください。
- (8) 結果通知(内定又は不採用)
 - 《内定の場合》
 - ➡担任とキャリアサポート職員の面談を受け、諾否を決めて指定された期限内に企業に返事をする必要があります。
 - ➡複数以上の企業から採用内定を受けた場合は、その選択については早急にキャリアサポート職員に相談してください。
 - 《不採用の場合》
 - ➡速やかに、他の企業の応募準備をしてください。
- (9) 内定承諾
 - ➡「内定承諾書」を企業に提出してください。
承諾書(又は誓約書)を提出した後は他の企業の就職試験は受けられません。
 - ➡内定承諾後の入社辞退は原則としてできません。
 - ※やむを得ない事情により入社を辞退する場合は事前にキャリアサポートに連絡し、相談してください。
 - ※入社辞退は、個人の問題ではなく、相手先企業に迷惑をかけるだけでなく、学校の指導が問われることになります。時には、以後の採用停止など皆さんの後輩の就職先を閉ざすことにもつながります。
- (10) 就職決定
 - ➡入社前研修など内定先から要請があった時には事前にキャリアサポートおよび担任に報告してください。

VI 学生が必要な手続(願・届出等)

1 各種届出等の提出(まとめ)

・事由が生じた時は、学校に届出書を提出してください。

【各種届出書】

届出書類	事 由	提出先
現住所・氏名等変更届	現住所・電話番号・氏名等に変更が生じた場合 (P6) 住所変更に伴い、通学方法が変更となる場合 (P6,P16) ※総合支援課窓口に学生証を持参すること ※氏名変更の場合： ・学生本人のみが氏名変更する場合は、学生自身のマイナンバーの記載がない戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)原本を添付すること ・学生本人・保証人がともに氏名変更する場合はマイナンバーの記載がない戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)原本を添付すること	総合支援課
通学方法・通学経路変更届	通学方法、通学経路が変更となる場合 (P16) ※総合支援課窓口に学生証を持参すること	
保証人等異動届	保証人に変更、異動が生じた場合 (P6)	

【就職活動に伴う提出】

提出書類名	事 由	提出先
就職希望調査	Web の指定方法で提出 (P22)	担任
就職活動報告書	企業訪問・説明会・入社試験・インターンシップ等に参加した場合 (P10,P22)	
採用試験レポート	就職試験を受けた場合 (P22)	

2 各種願出(まとめ)

・事由が生じた時は、学校に願出書を提出してください。

・願出事項については、学校の事前承認が必要です。

【各種願出書】

願出書類	事 由	費用	提出先
休学願	休学を希望する場合 (P7) 病気の場合は、医師(医療機関)の診断書が必要	手数料 10,000 円 (当年度内)	担任
復学願	復学を希望する場合 (P7) 病気で休学の場合は、医師(医療機関)の診断書が必要	—	担任
転科願	転科を希望する場合 (P7)	手数料 10,000 円	担任

退学願	退学を希望する場合 (P7) ※学生証の返還が必要	—	担任
公欠願 学校感染症治癒 証明書	事情により公欠となる場合 (P9) 学校感染症に罹患した場合: 「公欠願」に加え、医師(医療機関)が発 行する診断書、もしくは本学所定の「学校 感染症治癒証明書」を医師(医療機関)に 記入してもらい添付することが必要 ※どちらのケースも医療機関で発行手 数料が必要となる場合がある	—	担任
再試料支払票	再試験の受験を希望する場合 (P11)	受験料 2,000 円	担任
再履修願	再履修を希望する場合 (P12)	学則別表参照	担任
自転車通学申 請フォーム	自転車で通学し、且つ学校駐輪場の利用 を希望する場合(P16) ※学校駐輪場利用条件あり ※抽選を実施	駐輪場登録料 年間 1,000 円 (一年ごと・抽選)	Web 申請 (総合支援課)

3 その他申請書(証明書等)

申請の種類	事 由	費用	申請先	発行日数
学生証再交付申請書	学生証の再交付を申請する場合 (P6)	手数料 2,000 円	総合支援課 申 請 は 土 日 ・ 祝 日 ・ 休 校 日 を除いた 8:45～16:45	申請受付日 から土日・ 祝日・休校 日を除いた 4日後 (場合によっ ては、発行ま でにもう少し 時間を要す る場合があります)
各種証明書交付申請書 〈日本語版〉 ・在学証明書 ・成績証明書 ・健康診断書 ・出席率証明書 ・卒業見込証明書 ・卒業証明書(※)	各種証明書の発行を希 望する場合	手数料 300 円		
〈英語版〉 ・在学証明書 ・成績証明書 ・卒業見込証明書 ・卒業証明書(※)		手数料 500 円		
学校学生生徒旅客運賃割引証(学割)交付申請	JR 各社の学割の発行を希望する場合 (P17)	—	二次元コードから申請 	

- ・申請時、受取時に、学生証の呈示が必要です。
- ・卒業見込証明書、卒業証明書など、授業料等の納付金の滞納状況によって、発行できない場合があります。
※在学中に卒業証明書を申込むことはできますが、卒業式前に発行することはできません。

学校保健安全法施行規則に基づく感染症

学校における予防すべき感染症 (学校保健法施行規則第18条)		出席停止期間の基準 (学校保健法施行規則第19条)
種類	該当する感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
	新感染症	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ (H5N1型)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	① 特有の咳が消失するまで または、 ② 5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺炎、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	症状により、医師において伝染の恐れはないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※上記に記載する「学校における予防すべき感染症」に感染し、公欠扱いを希望する場合は、医師(医療機関)が発行する診断書、もしくは本校所定の「学校感染症治癒証明書」を医師(医療機関)に記入してもらうこと

〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校 学 則（新）

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校という。

（位 置）

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 2 7 番地に置く。

（自己点検・評価）

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

（課程、学科、修業年限及び定員）

第5条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業 専門課程	自動車整備科（昼）	2年	50名	100名
	一級自動車整備科（昼）	4年	20名	80名
	国際自動車整備科（昼）	3年	74名	222名
	国際ITビジネス科（昼）	1年	30名	30名

2. 在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

（学年、学期）

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

(3) 夏季休業

8月1日から8月31日までとする。

(4) 秋季休業

9月16日から9月30日までとする。

(5) 冬季休業

12月28日から1月10日までとする。

(6) 春季休業

2月20日から4月6日までとする。

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数の1単位時間は50分とし、授業時間割上の1時限は1.8時間（90分）とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時10分までとする。

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(出欠席等)

第10条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、別に定める。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修単位の認定)

第12条 各教科科目に対し、別に定める内規により成績評価を行う。

2. 成績評価の結果、合格とされた場合のみ、単位認定会議を経て当該教科科目の履修単位を認定する。

3. 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければならない。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 員 9名以上
- (3) 講 師 必要に応じて置く
- (4) 助 手 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 3名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学及び休学、退学等

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考及び入学手続き)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、指定期日までに出席しなければならない。

- 2. 出願者に対しては、書類選考、面接、作文及び適性試験によって、校長が許可する。
- 3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(編入学、転入学、再入学及び転科)

第17条 本校への編入学、転入学及び再入学を希望する者については、選考の上、これを許可することがある。

- 2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て、校長が決定する。
- 3. 特別な事由により転科を願い出た者に対して、転科後その学科に必要な授業科目を修得する見込みがあると認めた場合は、校長が転科を許可することがある。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上休学しようとする者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年（3年制の場合3年、4年制の場合4年）を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) その他、校長が認めた者

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する特定の授業科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第5章 卒業及び称号

(卒業認定、卒業証書、修了証書)

第22条 第5条に定める修業年限以上在学し、別に定める内規により卒業要件を満たした者は、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別紙様式）を授与する。
3. 校長は、一級自動車整備科の2年間の所定の課程を修了した者に対しては、修了証書（別紙様式3）を交付する。

(称号の授与)

第23条 前条の規定及び文部科学省告示に基づき専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。また、高度専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「高度専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。

第6章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第24条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対して、学生表彰委員会を経て、校長が表彰することができる。

(懲 戒)

第25条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、学生懲戒委員会を経て、校長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告及び退学の3種とする。

3. 前項の退学は、次の各号に一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

(弁 償)

第26条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部または一部を弁償させることがある。

第7章 納付金

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することができる。

(特別奨学生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(授業料等の返還)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には納付金額から入学金を除いた額を返還する。

2. 既納の授業料は、やむを得ない特別な理由がある場合には、1か月以内に限り返還することができる。

第8章 その他

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(保証人)

第32条 保証人は1名とし、父母又はこれに代わる者とする。

2. 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たす者でなければならない。
3. 成績表、健康診断結果、学費納入状況等本校が所有する学生に関する個人情報を、学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、当該学生の保証人に対しても通知することがある。

(細 則)

第33条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から一部改正する。
- 2 平成19年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。
但し、高等課程総合テクノロジー科の2年生及び3年生の定員については各学年120名とする。
また、専門課程自動車整備学科の2年生の定員については100名とする。
- 3 高等課程においては、平成18年度以降、専門課程においては平成19年度以降の入学生の卒業校名に関しては、Y I C 京都工科専門学校とする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 但し、自動車整備科、二輪自動車整備科、一級自動車整備科、総合建築デザイン学科の時間数変更については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成21年度以降の入学生の卒業校名に関しては、〈専〉Y I C 京都工科大学校とする。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成21年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、二輪自動車整備科及び一級自動車整備科を除き、平成22年度までに入学した者については、なお、従前の学則を摘要する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成26年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

3 工業高等課程及び文化・教養高等課程は平成27年度より休止とする。

附 則

1 この学則は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年9月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては第17条第3項を除き従前（令和4年4月22日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

2025年度 自動車整備科(四輪コース・二輪コース) 教育課程

		教 育 科 目	教 育 内 容	教 科 名	1年生		2年生		合計		
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	
国 土 交 通 省 履 修 基 準	必修科目 （講義）	自動車工学 自動車整備	エンジンの概要・構造	エンジン構造Ⅰ	1	30			1	30	
			エンジンの燃料・電子制御	エンジン構造Ⅱ	1	30			1	30	
			シャシの構成及び作動原理	シャシ構造Ⅰ	1	30			1	30	
			シャシの構造・機能	シャシ構造Ⅱ	1	30			1	30	
			シャシの構造・機能	シャシ構造Ⅲ	1	30			1	30	
			エンジン電装品の構造・機能	電装品構造Ⅰ	1	30			1	30	
			シャシ電装品の構造・機能	電装品構造Ⅱ	1	30			1	30	
			基礎自動車工学(基礎編)	基礎自動車工学Ⅰ	1	30			1	30	
			基礎自動車工学(数学編)	基礎自動車工学Ⅱ	1	30			1	30	
			点検の概要及び点検整備	自動車点検・整備	1	30			1	30	
			自動車に関する法令 コンプライアンス	自動車法規	1	30			1	30	
			燃料油脂・製図	自動車工学			1	30	1	30	
			電気自動車・先進安全技術	先進安全技術			1	30	1	30	
			エンジンの概要・構造・機能	エンジン整備Ⅰ			1	30	1	30	
			エンジンの構造・機能・整備	エンジン整備Ⅱ			1	30	1	30	
			シャシの構造・機能・整備	シャシ整備Ⅰ			1	30	1	30	
			シャシの構造・機能・整備	シャシ整備Ⅱ			1	30	1	30	
			シャシの構造・機能・故障探求	シャシ整備Ⅲ			1	30	1	30	
			エンジン電装品の構造・機能・点検	電装品整備Ⅰ			1	30	1	30	
			シャシ電装品の構造・機能・点検	電装品整備Ⅱ			1	30	1	30	
		道路運送車両法・NOx・PM法	自動車法規Ⅱ			1	30	1	30		
		道路運送車両の保安基準	自動車法規Ⅲ			1	30	1	30		
		自動車の整備に関する法規	検査機器・自動車点検基	検査法			1	30	1	30	
	学 科 小 計					11	330	12	360	23	690
	必修科目 （実習）	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立、調整	エンジン実習Ⅰ	2	60			2	60	
				エンジン実習Ⅱ	2	60			2	60	
				エンジン実習Ⅲ	2	60			2	60	
			エンジンの整備、検査、故障探究	エンジン実習Ⅳ			2	60	2	60	
				エンジン実習Ⅴ			2	60	2	60	
			シャシの分解、点検、組立、調整	シャシ実習Ⅰ	2	60			2	60	
				シャシ実習Ⅱ	2	60			2	60	
				シャシ実習Ⅲ	2	60			2	60	
			シャシの整備、検査、故障探究	シャシ実習Ⅳ			2	60	2	60	
				シャシ実習Ⅴ			2	60	2	60	
			電装品の分解、点検、組立、調整	電装実習Ⅰ	2	60			2	60	
				電装実習Ⅱ	2	60			2	60	
				電装実習Ⅲ	2	60			2	60	
			電装品の整備、検査、故障探究	電装実習Ⅳ			2	60	2	60	
				電装実習Ⅴ			2	60	2	60	
			総合点検整備作業、積車、ウィンチ 総合点検作業、車載カメラ等 （外部講師）	総合実習Ⅰ	2	60			2	60	
				総合実習Ⅱ			8	240	8	240	
			自動車・二輪車の新機構 （外部講師）	企業技術講習Ⅰ	2	60			2	60	
			自動車検査作業	自動車・二輪車の定期点検 完成検査作業	検査作業実習			2	80	2	80
			実 習 小 計					22	660	22	680
一般教養科目		必修	キャリア基礎力分野	キャリア基礎力分野	キャリアデザインⅠ	1	30			1	30
					キャリアデザインⅡ			1	30	1	30
					損害保険募集人			1	30	1	30
	一 般 教 養 科 目 小 計					1	30	2	60	3	90
合 計					34	1,020	36	1,100	70	2,120	

卒業の要件:必修科目(国土交通省履修基準)67単位および、一般教養科目の必修3単位を含む合計70単位の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、
実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

2025年度 一級自動車整備科 教育課程

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

2025年度 国際自動車整備科 教育課程

教 育 科 目		教 育 内 容	教 科 名	1年生		2年生		3年生		合計		
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
国 土 交 通 省 履 修 基 準	必修 科目 （講 義）	自動車工学 自動車整備	エンジンの概要・構造	エンジン構造Ⅰ	1	30					1	30
			エンジンの燃料・電子制御	エンジン構造Ⅱ			1	30			1	30
			シャシの構成及び作動原理	シャシ構造Ⅰ	1	30					1	30
			シャシの構造・機能	シャシ構造Ⅱ	1	30					1	30
			シャシの構造・機能	シャシ構造Ⅲ			1	30			1	30
			エンジン電装品の構造・機能	電装品構造Ⅰ	1	30					1	30
			シャシ電装品の構造・機能	電装品構造Ⅱ			1	30			1	30
			基礎自動車工学(基礎編)	基礎自動車工学Ⅰ	1	30					1	30
			基礎自動車工学(数学編)	基礎自動車工学Ⅱ	1	30					1	30
			点検の概要及び点検整備	自動車点検・整備	1	30					1	30
			自動車に関する法令 コンプライアンス	自動車法規			1	30			1	30
			燃料・油脂・製図	自動車工学					1	30	1	30
			電気自動車・先進安全技術	先進安全技術					1	30	1	30
			エンジンの概要・構造・機能	エンジン整備Ⅰ			1	30			1	30
			エンジンの構造・機能・整備	エンジン整備Ⅱ					1	30	1	30
			シャシの構造・機能・整備	シャシ整備Ⅰ			1	30			1	30
			シャシの構造・機能・整備	シャシ整備Ⅱ					1	30	1	30
			シャシの構造・機能・故障探求	シャシ整備Ⅲ					1	30	1	30
			エンジン電装品の構造・機能・点検	電装品整備Ⅰ			1	30			1	30
			シャシ電装品の構造・機能・点検	電装品整備Ⅱ					1	30	1	30
		道路運送車両法・NOx・PM法	自動車法規Ⅱ					1	30	1	30	
		道路運送車両の保安基準	自動車法規Ⅲ					1	30	1	30	
		自動車の整備に関する法規	検査機器・自動車点検基	検査法					1	30	1	30
	学科小計				7	210	7	210	9	270	23	690
	必修 科目 （実 習）	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立、調整	エンジン実習Ⅰ	3	96					3	96
			エンジンの整備、検査、故障探究	エンジン実習Ⅱ			4	144			4	144
			ベンチエンジンを使用した点検整備	エンジン実習Ⅲ					3	96	3	96
			シャシの分解、点検、組立、調整	シャシ実習Ⅰ	3	96					3	96
			シャシの整備、検査、故障探究	シャシ実習Ⅱ			4	144			4	144
			実車を使用した点検整備	シャシ実習Ⅲ					3	96	3	96
			電装品の分解、点検、組立、調整	電装実習Ⅰ	3	96					3	96
			電装品の整備、検査、故障探究	電装実習Ⅱ			4	144			4	144
			電装品の実車を使用した点検整備	電装実習Ⅲ					3	96	3	96
点検基礎作業、測定作業			総合実習Ⅰ	6	192					6	192	
総合点検整備作業、積車、ウィンチ			総合実習Ⅱ			3	48			3	48	
総合点検作業、車載カメラ等			総合実習Ⅲ					4	144	4	144	
自動車・二輪車の新機構 （外部講師）			企業技術講習Ⅰ			2	60			2	60	
自動車検査作業		自動車・二輪車の定期点検 完成検査作業	検査作業実習					3	96	3	96	
実習小計				15	480	17	540	16	528	48	1,548	
一般教養科目	必修	キャリア基礎力分野	日本語Ⅰ	4	120					4	120	
			日本語Ⅱ			2	60			2	60	
			日本語能力3級	2	30					2	30	
			日本語能力2級			2	30			2	30	
			日本語能力1級					2	30	2	30	
			日本文化					2	30	2	30	
		キャリア基礎力分野	キャリアデザインⅠ	2	30					2	30	
			キャリアデザインⅡ			2	30			2	30	
			キャリアデザインⅢ					2	30	2	30	
			日本社会分野科目小計				6	150	4	90	4	60
一般教養科目小計				8	180	6	120	6	90	20	390	
合 計				30	870	30	870	31	888	91	2,628	

卒業の要件:必修科目(国土交通省履修基準)71単位および、一般教養科目の必修20単位を含む合計91単位の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、

実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

別表 2

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名（昼夜別）	入学 選考料	入学金	授業料	施設 維持費	教材費
工 業 専門課程	自動車整備科（昼）	20,000	160,000	890,000	210,000	-
	一級自動車整備科（昼）	20,000	160,000	890,000	210,000	-
	国際自動車整備科（昼）	20,000	160,000	630,000	160,000	120,000
	国際 I T ビジネス科（昼）	20,000	160,000	580,000	140,000	100,000

2、在籍継続（卒業延期）の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が 12 単位以下の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料（半期）	30,000
在籍料（通期）	60,000
再履修料（1 単位につき）	38,000
施設維持費（12 単位以内）	105,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が 13 単位以上の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料（半期）	30,000
在籍料（通期）	60,000
再履修料（13 単位以上）	570,000
施設維持費（13 単位以上）	210,000
教材費	実費

但し、第17条に該当しない場合は上記（1）及び（2）に準ずる。

割印	
第 専 号	
卒 業 証 書	
校 印	氏 名 年 月 日生
上記の者は本校において 専 門 課 程 科 年 制 の 所 定 の 課 程 を 修 め た の で 卒 業 証 書 を 授 与 す る 文 部 科 学 大 臣 告 示 （ 平 成 ○ ○ 年 第 ○ ○ 号 に よ り 専 門 士 専 門 課 程 ） と 称 す る こ と を 認 め る	
年 月 日	
学 校 法 人 Y I C 学 院 〈 専 〉 Y I C 京 都 工 科 自 動 車 大 学 校 校 長 ○ ○ ○ ○ 校 長 印	

割印

第 專 号

卒 業 証 書

校 印

氏 名

年 月 日生

上 記 の 者 は 本 校 科 所 定 の 課 程 を
修 め た の で 卒 業 証 書 を 授 与 し 文 部 科 学 大 臣
告 示 に よ り 職 業 実 践 専 門 課 程 専 門 士
(工 業 専 門 課 程) と 称 す る こ と を 認 め る

年 月 日

学校法人 Y I C 学院

〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校

校長

○ ○

O

C

校長印

割印	
第 修 号	
修 了 証 書	
校 印	氏 名 年 月 日 生
上 記 の 者 は 本 校 に お い て 工 業 専 門 課 程 一 級 自 動 車 整 備 科 二 年 間 の 所 定 の 課 程 を 修 め た の で 修 了 証 書 を 授 与 す る	
年 月 日	
学校法人 Y I C 学院 〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校 校長 校長印	

割印	
第 専 号	
卒 業 証 書	
校 印	氏 名 年 月 日生
上 記 の 者 は 本 校 に お い て 専 門 課 程 科 年 制 の 課 程 を 修 め た の で 卒 業 証 書 を 授 与 し 文 部 科 学 大 臣 告 示 (年 号) に よ り 専 門 士 (工 業 専 門 課 程) と 称 す る こ と を 認 め る 年 月 日	
学校法人 Y I C 学院 〈専〉 Y I C 京 都 工 科 自 動 車 大 学 校 長 ○ ○ ○ ○ 校 長 印	

		割印	
		第 専	号
卒業証書			
校 印	氏 名		
	年	月	日生
上 記 の 者 は 本 校 に お い て 専 門 課 程			
科 年 制 の 所 定 の 課 程 を 修 め た の で			
卒 業 証 書 を 授 与 す る			
年 月 日			
学校法人 Y I C 学院			
〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学			
校長		○ ○ ○ ○	校長印

2025 学生便覧

発 行 〈専〉YIC京都工科自動車大学校

発行日 2025 年 4 月 1 日

編 集 学校法人 YIC 学院

〒600-8236 京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 27 番地

TEL 075-371-4001 FAX 075-343-3821

本便覧の複写および無断転載を禁ずる。